政治倫理審査特別委員会の審査の経過

令和８年９月８日（火）午後３時３分～午後４時３６分　委員会室
出席委員：長浜委員長、小森副委員長、鶴見委員、川嶋委員、慶野委員、早川委員、澤田委員、横塚委員
審査対象議員：小倉健一議員
その他の出席者：菅原議長、神宮次副議長
事務局出席者：議会事務局長、議事課長

１　審査請求内容について

○長浜委員長

佐野市議会議員政治倫理条例第５条の規定に基づき、政治倫理基準の違反の存否に係る審査請求のため、佐野市議会議員政治倫理議員審査請求書が議長に提出され、９月４日の９月定例会初日に政治倫理審査特別委員会が設置されたものである。審査対象議員は小倉健一議員である。

審査請求内容は、令和５年１０月２９日の佐野市消防団幹部管外視察研修の懇親会に、議長代理及び総務常任委員会委員長として出席した小倉健一議員と消防団分団長との間で不適切な言動があり、口論は身体的接触を伴う争いに発展し、複数の出席者が制止する事態となった。本件を受け、関係者への謝罪及び消防団行事等への出席自粛が行われた一方、その言動の具体的内容及び経緯は明らかにされていない。議会を代表する公的立場での行為であることから、説明責任が果たされていないことを含め、佐野市議会議員政治倫理条例第４条第６号及び第７号に定める政治倫理基準への違反の存否について審査する必要がある。佐野市議会議員政治倫理条例第４条には「議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」とあり、第６号は「議員としての品位を損なうような行為をしないこと」、第７号は「前各号に掲げるもののほか、議員としての倫理に反し、又は不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」とされている。

審査請求書にはその言動の具体的内容及び経過は明らかにされていないと記載されていることから、その点について本特別委員会として審査対象議員に対し説明及び弁明を求め、政治倫理基準の違反の存否その他必要な措置を決定するものである。委員長としては、各委員と審査対象議員の発言の機会を十分に尊重しつつ、審査を進める。

２　審査対象議員からの説明聴取について

○小倉議員

令和５年１０月２９日、長野県における佐野市消防団幹部管外視察研修の懇親会に、当時総務常任委員会委員長として議長代行の名により出席した。当該分団長との間で口論

となり、感情的なやり取りとなったことは事実である。

口論の発端は、令和元年東日本台風時の災害対応に関する内容であった。互いに当時の活動を思い返す中で、言葉の食い違いから口論に発展した。身体的接触については、近い距離から互いに接触せざるを得ないものと記憶しているが、痛め合うようなものではなく、それ以上のものにはなっていないと認識している。自分の立場を自覚し、私の対応一つで事を回避できたと考えている。

本件以降、関係各所に謝罪し、当事者・関係者間の話し合いを踏まえ和解している。また、当時の全議員に対し、議会事務局を通じ文書で報告し、その内容に従い公務の自粛も行った。その後３年間、問題はなく解決したものと認識している。今回求められる説明責任については、しっかりと向き合い、議員の判断に委ねたいと考えている。

○横塚委員

当時の経緯を聞かせてください。

○小倉議員

議会事務局から全議員に送付したメール「佐野市消防団幹部管外視察研修での懇親会の件における謝罪について」（経緯の概要が記載）を朗読。

○横塚委員

懇親会の口論の後、消防団長のところへ謝罪に行ったのか。

○小倉議員

行きました。

○横塚委員

その後、関係者で話し合ったことも認めるのか。

○小倉議員

行っています。

○横塚委員

その話し合いには、どなたが参加したのか。

○小倉議員

当時の消防長、佐野市分団長、当該団長、当時の議長、当時の会派の代表、そして私の６人と記憶しています。

○横塚委員

その話し合いでこの問題は解決したのか。

○小倉議員

そのように解決したと認識しています。

○横塚委員

小倉議員自身が勝手に解決したと思ったのではないか。

○小倉議員

当時の消防団長及び当該分団長の書面にも、一定の解決、既に終結したものと認識して

いるとの文言があります。私だけが解決したと思っているものではありません。
○横塚委員
　今回の審査請求では説明責任を果たしていないとされているが、どう考えるか。
○小倉議員
　関係者で集まるまでにも様々なやり取りをし、その都度報告を行い、一連の説明責任を果たしながら対応してきたと考えています。
○横塚委員
　今回まで詳しい説明をしていないのではないか。
○小倉議員
　これまでも説明を求められた際には説明したいという気持ちはありましたが、その機会はなく、今回が初めての機会となります。しっかり向き合い説明したいと考えています。
○横塚委員
　説明を求められなければ説明しなくてもよいということか。
○小倉議員
　そういう認識ではなく、一定の解決がなされたと考えていたため、そこまでには至りませんでした。
○横塚委員
　現在でも説明する意思はあるのか。
○小倉議員
　真摯に向き合って説明したいと考えています。
○横塚委員
　なぜ３年間、自分から説明しなかったのか。
○小倉議員
　一旦の謝罪と、それに至る関係者との話し合いを経て和解に至ったことから、改めて説明を要する状況ではないと考えていました。
○横塚委員
　本当に３年間、何も問題にならなかったのか。
○小倉議員
　ありませんでした。
○横塚委員
　今回初めて問題になったということか。
○小倉議員
　このように取り上げられたのは、当時以降初めてです。
○澤田委員
　なぜ今回、３年前の出来事が政治倫理審査の対象になったと考えるか。
○小倉議員

和解が図られ、その後３年間、特に問題として取り上げられたことがなかったため、今回どのような点が説明不足とされたのか、こちらとしても気になるところです。

○澤田委員

今回の審査そのものが間違っているのではないかと考えるか。

○小倉議員

そのような捉え方はしていません。真実を明らかにする場として、真摯に向き合って発言したいと考えています。

○澤田委員

消防団長も、３年前に和解したのになぜ今かという趣旨の発言をしているが、同じ認識でよいか。

○小倉議員

同じ認識です。

○澤田委員

消防団長は、本件は未解決のまま放置されたものではないとしているが、同じように考えるか。

○小倉議員

謝罪から話し合い、和解に至った経緯を見ても、そのように考えています。

○澤田委員

今回の審査会では何を調べればよいと考えるか。

○小倉議員

当時のことを私の知る限り述べ、説明することのみと考えています。具体的に明らかにしたい点が分かれば、それについても説明したいと考えています。

○澤田委員

現在も未解決の問題が残っていると思うか。

○小倉議員

思っていません。

○慶野委員

政治倫理条例第４条第６号及び第７号に違反した疑いがあるとされているが、本人は違反していないと言い切れるか。

○小倉議員

違反しているかどうかは委員の判断に委ねられると考えています。一定のことは反省していますが、具体的にどの点が違反に当たるのかが分かれば、それについても説明したいと考えています。

○慶野委員

今回、議員として品位を損なう行為だったとは思わないのか。

○小倉議員

一連の経緯があります。口論のテーマは重いものであり、その内容も含めて判断いただきたいと考えています。

○慶野委員

議員として、今、本当に反省しているか率直な意見を伺いたい。

○小倉議員

反省しています。当時から３年間、そのような乱れた行為はないと記憶しています。

○慶野委員

反省しているならば、今回も全面的に謝罪すべきではないか。

○小倉議員

感情的になり大きな声を発した点は反省すべきと考えていますが、事実と異なることについてまで謝罪することは分かりかねます。

○慶野委員

今回の審査会で何を明らかにしてほしいと考えるか。

○小倉議員

疑惑の疑いがあるとされている以上、それが解消されるよう努めるのみです。

○鶴見委員

当日、口論の中で身体的接触があったとのことだが、これは事実か。

○小倉議員

触れる程度であり、掴み合いということまではしていません。

○鶴見委員

本人の態度で回避できたのではないかとの指摘があるが、なぜそれができなかったのか、今どのように考えるか。

○小倉議員

互いに守るべきものを抱えながらぶつかっていたため、その場をやり過ごすことができませんでした。時が経ち、冷静に振り返るのみです。

○早川委員

懇親会ではお酒も供されていたと思うが、当時の状況はどうだったのか。

○小倉議員

懇親の席であり、酒食を伴うものでした。飲酒していました。

○早川委員

接触して倒れ込むような状況は、お酒の量も関係していたのではないか。

○小倉議員

私は、あまり飲酒していませんでした。口論が長く続く中で近づき、触れ合うようなことがあり、周囲が制止したものと考えています。

○早川委員

条例施行後、初めての事案が本件であると承知している。本来であれば早期に政治倫理

審査会にかけることも可能だったと思うが、議員として政治倫理条例を守れたという認識はあるか。

○小倉議員

私はこの条例の策定に関わった一人であり、それに基づいて活動してきた認識です。口論に至ったことは申し訳なく思いますが、その理由や経緯、事案後の対応を含めた客観的な事実として私に非があると認められれば、守れていないということになると考えています。

○早川委員

フェイスブックで「選挙で選ばれた議員は一般解釈にあらず、世間の物差しを当ててはならない」と述べているが、今回自身に対してはどのように考えるか。

○小倉議員

議員としての自覚から、関わった地域や人々の代役として発言や聞き取りをしていました。一個人としてではなく議員としてという点に大きな違いがあると考えています。

○早川委員

議員の役割として質問していない。フェイスブックで「選挙で選ばれた議員は一般解釈にあらず、世間の物差しを当ててはならない。厳罰に処すべき」とあり、その対象が懲罰の重さに対する発言であったが、自身に対してはどのように考えるか。

○小倉議員

議員当選以降、考え方は変わっていません。

○早川委員

代表の思いを背負っていれば口論してよいことにはならないと思うが、どのように考えるか。

○小倉議員

代表の思いを背負っていたから口論したわけではありません。なりゆきで口論となりましたが、それはこちらに非があり、謝罪したものです。

○早川委員

議長の代理及び議員として口論を起こしたことについて、市民にどのように見られると考えるか。

○小倉議員

当時は、議会議員の一人としての認識で臨んでおり、議員としてすなわち議会としてという認識です。

○早川委員

複数人が止めに入るような口論をすることは、高い倫理観を持って活動しているという認識なのか、またはそこは問題があったかもしれないという認識なのか伺いたい。

○小倉議員

口論になったことについては、必要性があったことを述べたわけですが、大きな声を発

したことについては、非があると思います。

○早川委員

品位や公正性が保たれていたかについて、どのように考えるか。

○小倉議員

「議員としての品位」は固定的なものではなく、背景や経緯を踏まえて成り立つものと認識しています。

○早川委員

再発防止として自身で取り組んだことはあるか。

○小倉議員

会合の場では、慎重に、そのようなことがないよう気をつけています。

○早川委員

自制だけでなく、アンガーマネジメント等の研修も必要かどうか伺いたい。

○小倉議員

倫理は法律のように線引きできるものではなく、固定的な考え方はしていません。反省を重ね、次に起こさないよう気をつけることが必要と考えています。アンガーマネジメントは場合により対応方法が変わるので、再発防止と一括りに行うことは難しいと思います。固定化することは望ましいことではないと思います。

○早川委員

今回の話は３年間共有されなかった。当時の報告では不適切な言動ということのみであったが、それは相違ないか。

○小倉議員

議員の受け止め方で話は変わるため、個別に話せる時に話をするべきであると思っています。24 人に一斉に周知する方法は、望ましいことではないと思います。

○鶴見委員

答弁が一般的な議員論に及ぶことが多いが、本委員会では本人が当日起こした問題について、品位・倫理の観点からどう考えるかが最も重要である。答弁が噛み合っていないように感じた。

○小森副委員長

政治倫理条例第４条第６号「議員としての品位を損なうような行為をしないこと」に対して、今回の行為がこれを損なうものであったと感じているか。

○小倉議員

大声を出し感情的になった点は反省していますが、これが条例に当てはまるかどうかについては、その場にいた方々の聴取内容など客観的な事実の提示があれば向き合う必要があると考えています。現時点でその事実がないため、委員の判断に委ねます。

○長浜委員長

審査請求書に明記されている政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる内容に

ついて、事実か否か伺いたい。
○小倉議員
　おおむね認められるところですが、不足の点も多々あり、全てが直結するものとは考えていません。
○長浜委員長
　不足の点について、今までの質疑応答、また冒頭の発言の中で、弁明や説明はしたか。
○小倉議員
　弁明の中で客観的な事実として述べた。私の話だけでなく、その場にいた方々の聞き取りや、それ以降のことも関係者への聞き取りなどをしてもらってから臨みたかった。
○長浜委員長
　不適切な言動があったこと自体は問題だと思うか。
○小倉議員
　大声をあげるなどの振る舞いをしてしまったことについては反省しています。悪かった点は認め、反省しています。ただし、「議員として」という視点や、市民の信託に応える責務、経緯や事後対応を含めた客観的事実に基づいて判断いただきたいと考えています。

令和８年９月１５日（火）午後３時００分～午後５時３３分　委員会室
出席委員：長浜委員長、小森副委員長、鶴見委員、川嶋委員、慶野委員、早川委員、澤田委員、横塚委員
その他の出席者：菅原議長、神宮次副議長
事務局出席者：議会事務局長、議事課長

１　各委員からの意見聴取について
○長浜委員長
　前回の委員会では審査対象議員である小倉議員より説明及び弁明があったが、本日はそれを踏まえて委員の意見を伺い審査を行いたい。まず（１）各委員からの意見聴取について、委員長の私から発言をさせていただく。前回の特別委員会における審査対象議員である小倉健一議員の説明及び弁明と、その後の質疑を踏まえ発言する。前回の特別委員会と一部重複するところがあるが、容赦いただきたい。議長へ提出された佐野市議会議員政治倫理議員審査請求書に記載の事項を、本特別委員会にて引き続き審査を行っている。委員間での認識のずれを避け、審査内容の共通認識をはかるべく、読み上げをさせていただく。令和５年１０月２９日の佐野市消防団幹部歓迎視察研修の懇親会に、議長代理及び総務常任委員会委員長として出席した小倉健一議員と消防団分団長との間で不適切な言動があり、口論は身体的接触を伴う争いに発展し、複数の出席者が制止する事態となった。本件を受け関係者への謝罪及び消防団行事等への出席自粛が行われた一方、その言動の

具体的な内容及び経過は明らかにされていない。議会を代表する公的立場での行為であることから説明責任が果たされていないことを含め、同条例第４条第６号及び第７号に定める政治倫理基準への違反の存否について審査する必要がある、とある。本特別委員会は、ただ今申し上げた内容が佐野市議会議員政治倫理条例第４条第６号及び第７号に違反しているかどうかの審査が目的である。同条例第４条には、議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないとあり、第６号は議員としての品位を失うような行為をしないこと、第７号は前各号に掲げるもののほか、議員としての倫理に反し、または不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと、とある。審査対象議員である小倉健一議員と消防団分団長との間である程度の解決が図られている、または図られていたと仮定しても、政治倫理基準の違反の存否に関連する形で、本特別委員会として何らかの判断や評価を行える役割は有していない。佐野市議会議員政治倫理条例に照らしても、当事者間で一定の解決が図られている場合の対応や判断に関して特段の記載はないものと認識している。本特別委員会は現行の佐野市議会議員政治倫理条例に沿って行われており、その中で与えられている役割、目的を十分に認識して審査を行うことが求められている。つまり、当事者間での一定の解決と本件は切り離して審査することが求められている。前回の特別委員会において、小倉健一議員から審査請求書に記載の言動の具体的な内容及び経過と、説明責任が果たされていないという点について聴取を行った。大きく分けてこの２点についての審査であり、聴取した内容を踏まえ、本日、各委員に政治倫理基準の違反の存否及びその他必要な措置の決定について判断をいただきたい。本特別委員会はこの点についての審査を行っており、それ以外の目的や意図は存在していないことを前回に引き続き明確に申し上げる。

○早川委員

まず事実の共有をしていきたい。事実内容の確認として、小倉議員が議長代理で出席したこと、感情的な口論をして大声を上げたこと、複数人で制止に入る事態に陥ったこと、さらには自分の対応によって事態の過熱を回避できたことを説明していること。これは事実確認書も含め、本人も概ね事実を認めているところであるが、これらについて、今回の判断の基礎となる事実として委員間で共有できているのか確認したい。認識が異なる点があれば、具体的にその点を示していただきたい。

○澤田委員

蘊原議員の事実確認書のことであるが、蘊原議員は当時、宴会の席ということもあって酒に酔っており、小倉議員と分団長とのやりとりの近くにいなかったという関係者の説明もあるので、蘊原議員がどういう形で実際にそこにいたかどうかをまず確認しないと、判断する場において共有の基礎が違ってきてしまうと思う。まず確認すべきではないか。

○早川委員

小倉議員の話では概ね事実ということであった。

○澤田委員

概ねということは全部ではないことになる。その違った部分が、あくまでもこの根拠が１００%、もしかしたら９５%かもしれない。その残りの５%は、小倉議員としても第４条第６号、第７号に対しての認識、要するに第６号、第７号というのは、大声を出して接触があったからではなく、元々がその言動ではなく、議員としての品位を損なう行為、議員としての倫理に反する行為に当たるかどうかを判断するものである。その５%の部分は、蘰原議員から確認しないと。佐野市議会議員政治倫理条例第２条で、「議員は市民から信託を受けたものとして、その責務及び役割を深く自覚し、並びに品位及び高潔性を保ち議員としての倫理に努めなければならない」と規定されている。当時の政治倫理条例策定委員の議論の中に、議員としての品位をはかる上で、その事案が市民の信託に理解される事実であったかどうかが重要であり、事案が議員として何を重視しての行為であったかが重要で、客観的事実のもと本人の行為そのもの、本人の目的と背景、本人の事前の対応など、全体的にそれを明らかにしてからでないと、第６号、第７号を判断するのには、本人と分団長、蘰原議員から実際どうであったかしっかりと認めないと、推論だけでは後々問題ができてしまうと思う。一般の人の品位や倫理ではなく、市民からの信託を受けて行う議員として、その部分が当時いくらかあったということを小倉議員も言っていた。そうすると実際にその中身、どんな討論があったのかを、蘰原議員に来てもらって説明してもらう必要があると思う。

○長浜委員長

事実確認書を添付した審査請求書をもとに、前回小倉議員に来ていただき、それが本当なのかどうかを含めて本人に確認するというところで委員会運営を行っているので、事実確認書が本当かどうかを確認するというのは、政治倫理条例の中に入っていないと認識する。

○慶野委員

今回の審査において、蘰原議員に参考人として出席をしていただき、事実確認を行う必要があると感じている。蘰原議員は本件について事実確認書を提出している。この特別委員会は審査請求書に記載された内容について、倫理基準に違反する事実があったのかを確認することが目的だと理解しており、審査請求書に添付された蘰原議員からの事実確認書について、作成者本人から、身体的な接触とは具体的に誰から誰への接触なのか、また蘰原議員本人が直接その場で目撃したのか、などを確認することは、政治倫理基準違反の存否を判断する上でも必要なことだと思う。これは蘰原議員を責めることを目的とするものではない。審査請求書に添付された資料の内容とその事実関係を正確に確認し、公平公正な審査を行うために、本人から直接説明を聞く必要があるという趣旨である。蘰原議員を参考人として本委員会に呼び、事実確認を行うことを提案する。

○横塚委員

第４条第７号について確認したい。小倉議員のどの具体的な行為が、議員としての倫理に反すると判断されているのか。また、不正の疑惑を持たれる恐れについては、本件のど

の事実から判断しているのか。単に感情的な口論があったというだけで第７号に該当すると判断しているのであれば、その判断基準を示していただきたい。今後、佐野市議会議員が私的な場で誰かと口論した場合及び相手との間で感情的な言葉を交わした場合、それだけで政治倫理条例第４条第６号、第７号に該当するのか。それとも本件は特別な事情があるのか。以上を踏まえて、蒔原議員にきちんと事実確認をしていかないと、どれが本当のことかわからない。

○鶴見委員

私たち地方議員は公人である。私人として酒を飲んで喧嘩したような場合でも、必ず報道されるのが議員であり、名前で出されることが多い。そういう立場から言えば、今回の問題は蒔原議員から聴取すべきだという話があるが、この問題が起きたことは事実である。その経過ではなく、起きたことに対してどうかということである。私が聞いた話では、当時、蒔原議員は副分団長で、前列に座っていた。市長の隣が小倉議員だったため、事実関係からいくと近場にいたと思う。その中で事件の経過があったと思うが、事件が起きたこと自体は本人も認めている。そういうことから、再度、蒔原議員に事実確認書について聞く必要はないと思う。

○早川委員

蒔原議員を呼ぶかどうかの話ではなく、条例の読み方の説明をしたい。第４条第７号は、「前各号に掲げるもののほか、議員としての倫理に反し、または不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」と書かれているので、前文と後文は全く別という捉え方をしていただきたい。そのほか、第２条にある説明責任を果たさなければいけないというところで今回の委員会は開かれた。第６号及び第７号に当たるかということは、説明をしていただいてから判断されるものと、請求書の読み方がされると思う。その上で、前回小倉議員に弁明の機会を与えた。そのときに概ね事実という話をしていた。弁明する機会があったのであれば、事実確認書と異なるところがあるということは本人が弁明するべきである。それにもかかわらず、本日、ここが分からないという話になるのはおかしく、前回のときにお聞きにならなければいけなかった案件である。説明責任を調べなければいけないと言っていた方が、政治倫理審査特別委員会の設置に反対したというのもよく分からない。そういう意味も含め、前提で共有できている部分がどこかという話を聞いている。

もし３人の方が、意識の共有ができない、蒔原議員から聞かなければならないと言われても、もし蒔原議員が、事実確認書のとおりですと話をして終わったらどうするのか。本人も概ね認めていて、それに基づいて話が進められると思う。前回、ここは違うのではないかと確認しなければいけなかったことをしなかったということになる。だからこそ、こういう時系列で進めている。その認識はあったのか。

○慶野委員

鶴見議員にお聞きしたいが、蒔原議員は当時副分団長で、市長の横に隣に座っていたとおっしゃっていた。私は色々な人から聞いたが、席は間違っている。蒔原議員はその場に

はいなかったという話を聞いている。とてもお酒を飲んでいて、あちこちで騒いでいたため、後から何があったのか、その状況を口頭で聞いたと私は聞いている。鶴見議員のおっしゃっていることは間違っていると思う。

○鶴見委員

それについては私の認識不足かもしれない。それは訂正させていただく。ただ、蒔原議員の事実確認書は、どの程度関わったかどうかは分からないが、その宴席場にいたのは事実である。騒ぎがあった現場にいたかどうかも分からないが、そういうことが起きたことは事実である。その事実確認をもって、こういう確認があるが、倫理条例違反ではないかということで出た。今回の場合には、小倉議員が行った行為に対して条例違反ではないかという問題になっているので、どういう形で起きたかというのは、大きな問題ではないと思う。起きたことは事実であり、それに対して議論している。

○慶野委員

この政治倫理条例審査特別委員会は今回初めてのことである。今回、政治倫理審査請求書が出て、蒔原議員の事実確認書が出た。この中で、消防団分団長との間で口論が始まって、その後身体的接触ということで、この政倫審はすごく重いものだと思う。小倉議員には、家族もいて、子どももいる。事の重大さをもっと認識していただいて、政倫審の請求書を提出する前に、なぜ小倉議員にもっと早く詳細について、相手から接触したのか、小倉議員が接触したのか、相手側が酒を飲んでよろけて接触したのかを確認しなかったのか。これで判断は大きく変わると思う。口論をしたのは悪く、台風１９号の話で熱くなって大きな声を出したのは事実だと認めているが、これに対して身体的接触をした。その詳細が分かっていない。小倉議員から接触したのであれば悪いし、あちらから接触したと意見書に書いてあるが、立ち上がり時によろけたという話を私としては一番信用している。こちらをしっかり確認した上で、この政倫審を出すべきだったと思う。

○早川委員

以前に経緯を説明したが、もう一度説明する。政倫審を出す前に代表者会議が２回開かれている。その中で過去の問題について洗い出しをし、政倫審を開くことをしたいという話をした。そのときに会派の代表者もいた。本来であれば、そこで説明に上がりますということもできたのに、やらなかった。それにもかかわらず、そういう話をされると非常に困る。事前にそういう話がしたいということであれば、その場で説明する機会を設けてもらうこともあったかもしれないが、それを一切しないまま、現在そういう主張をすることは問題があると思う。実際は、不適切な言動があったので謝罪及び和解をしたという報告しかない。実際に政倫審でお聞きしたところ、酒席の場で酒を飲んでいた、話をきちんと聞きたかったということである。さらに、議長代理という重い職責のもとで行ったと。本来であれば、意見を聴取するのであれば、酒を飲まないで聞くのか、あるいは酒席の場だからそれは別の機会とし懇親の場とするのか、そういうことを議員の品位、倫理を考えて対応していくのが必要だと思う。慶野委員が、なぜ聞いてくれなかったのかとおっしゃっ

たが、謝罪をした側から普通説明があるのではないか。それが一般的だと思う。政倫審を会派として出すこと、いつまでに出すというところまで話をしていて、待ってくれ、こういうことなので説明に上がりたいという話をしていたら、出さなかったかもしれない。それを行わずに、あたかも出した側に問題があるような言い方をされるのは心外である。そもそも私が言った、その認識についてどこができていないかという話をしていただきたい。そこにまだ至っていないのが問題であるが、話の方向がずれているので、他に意見がある方もいるので、まずはここでとどめておく。

○横塚委員

早川議員がおっしゃったように、代表者会議でそういう話をしたらしいが、この政治倫理審査会は初めてである。全員がやったことのないものを行うので、不備もある。いざ行って、そうなのかと思うこともあると思う。代表者会議で言えば審査にならなかったかもしれないという話は、そのときに早川委員は分かっていたなら、皆に説明したのか。

○早川委員

私も初めてである。その上で、条例を読んで、内容を確認して、私はかけるべきという判断をした人間である。かけるべきでないと思った方々が、こういうところに問題があるからこうしたらいいのではないかとやるべきであって、なぜ私が全て差配するような話になるのか。

○横塚委員

代表者会議で、政倫審にかけるということはどういうことだということを話し合ってから行えばよかったのではないか。

○早川委員

代表者会議というのは、代表者会議で決定したことは、事務局から大筋の話が皆にメールで送られていると思うし、それ以外のところは代表者から伝えるために行っている。もし、その話を聞いていないというのであれば会派の問題だと思う。それは私に言うのではなく、会派の代表者に言っていただきたい。今ここで議論する話ではないと思う。

○横塚委員

議会事務局から来た内容以外にも話をしているということか。それを会派で揉めばよかったということか。揉んで、これはやめたほうがいいのではないかとなれば、それを今後言えばいいということか。最終的に代表者会議も多数決で決まるのか。例えば、政倫審をやる、やらないについても、まず審査をやる前に、話し合いで、状況確認をしたほうがいいと言ったときに、多数決でやりましょうと言う方が多かったら、その意見は通らずにやることになるのか。

○鶴見委員

政倫審は私も初めてである。条例ができて３年半足らずで、第１回目である。ただ、政倫審については、代表者会議ではこういう方向で進んでいるという説明だけである。政倫審の条例からいくと、請求者が８名いれば作らなければならない。代表者で決定するので

はない。この条例の持ち方を認識してもらいたい。１０名の請求者をもって、請求が出れば倫理条例審査委員会が設立されるということで、これは代表者会議で反対したからできないということが、この条例の読み方である。

○横塚委員

８名以上いれば政倫審が立ち上がるというであれば、早川委員はやる前に言えばよかったのではないかと言っていたがその辺りを伺いたい。

○早川委員

代表者会議があって、それから署名を集めるまでに、リードタイムがあった。署名を集めたので政倫審を出すという説明はしていない。代表者会議から、議会運営委員会が開催されるまでの間に提出する、署名が集まり次第連絡する、という説明で、８月２７日まで提出していない。そこまで説明した上で、リードタイムがあったのだから、その中で本人から説明したいと話があったら、皆聞いたと思う。だが一切説明がなく、私は該当会派の方から署名を集めるのは申し訳なかったので、全会派のところに話に行った。ただ、期日が来たので、事務局に迷惑をかけないように、議会運営委員会が開催される前日に、締め切りなので人数が集まったので提出したという報告までしてある。

○長浜委員長

先ほどの早川委員の最初の発言の、前提というところで、各委員との共有について、早川委員にもう一度説明いただいた上で、全委員の意見をいただきたい。

○早川委員

まず事実の共有を行いたい。議長代理として出席したこと。感情的な口論となって、大声をあげたこと。複数人の制止が入ったこと。自分の対応によっては事態の加熱を回避できたこと。これらを事実として共有できるかという話である。共有できる、または共有できない場合はできない部分と理由を述べていただきたい。

○慶野委員

早川議員から、4つの共通認識というものがあり、当時の議長の代理として出席したと説明があった。小倉議員は総務常任委員会の委員長だったから。そこで大声を出したと。複数が止めたということ。最後に、自分の対応で防げたっていうことだが、ここは、あまり納得できていない。

○長浜委員長

事が重い、軽いに関わらず、身体的接触はあったという事実の認識は共有するか。

○慶野委員

共有した。

○川嶋委員

当時のことについて、全部正確な情報が流れているか分からない。ただ、事実確認書をもとに審議すべきだということ。議長代理として行って、公の場でそういうことがあったという事実は消えない。そこを考えていただきたい。

○長浜委員長

特段異論はないということでよろしいか。

○川嶋委員

はい。

○小森副委員長

前回、審査対象議員である小倉議員からの説明を聞いた中で、共有という事実については、確認できたと感じている。

○鶴見委員

接触自体がどの程度かは分からないが、前回、小倉議員が説明の中で、事務局からのメールを全部読み上げた。その中で、今回起こした騒動に対して、関係各所に対して本人はもう事実関係を認めて詫びているということは事実である。４つの問題について問題はないと思う。特に４番目の、自制心があれば止められたのにそれができなかったということは、本人の口から聞いているので、完全に確認できたことだと思う。

○澤田委員

４つあったが、最後の回避できたというところは、確かに回避できたかもしれないが、前回小倉議員も言っていたとおり、それを止めるいきさつ、一般の品位や倫理ではなく、市民から託されている部分が本人としてはたくさんあったので、最終的にはそういう口論になったと思う。その託されていたものが何かを抜きにしては、これを全部判断するのはどうかと思うが、最終的には４つはそうだと思う。

○横塚委員

概ね私もそうである。身体的接触については、例えば誰かに掴まれた、これも身体接触なのか。これをやめてくださいと払う、これも身体接触なのか。ここはちゃんと事実を確認しないといけないのではないか。市民の皆さんに対しても、身体接触がどういう形であったのか、掴まれただけでも身体接触なのか、掴まれて払ったのも身体接触なのか、お互いに掴み合ったのなら身体接触であるが。身体接触というだけであって、どういう形で、なぜそうなったかを、その場にいた蘊原議員に確認すべきだと思う。小倉議員からすれば、概ね認めていても、相手があるので言えないこともあると思う。団長・分団長が出した意見書、蘊原議員の事実確認書、それをきちんと精査したほうがよいと思う。

○早川委員

身体接触というところに皆様拘っていると思う。事実確認のところで、齟齬が生じているというのは、あると思う。これは認識の問題であり、新聞の記事だと、矛盾しているような形で、掴みかかろうとすることと、触れる程度みたいな話に、会議録見れば、違いが出てくると思うが、委員間の認識の確認をしたいと思っている。暴行があったかどうかを心配していると思うが、多分、委員の皆様は、そこまでないだろうという認識をしてるのではないかと思うが、そこの部分を、どう考えてるかという話である。私は、質問でもしたが、身体的接触はあったけれども、誰かが傷つくとか、そういう話ではなかった、ただ、

大勢で制止するような状態になってしまったということを確認したつもりだが、皆さんの認識は如何か確認したい。身体接触の経緯の部分だと、私は、口論になった時に、接触が始まってしまい、本当に軽いなら多分１人で制止すると思うが、酒も入っており、周りから見ると、騒ぎになったから複数人で止めに入ったのではないかという認識なので、身体接触を重く見てるわけではない。皆様の認識を伺いたい。

○横塚委員

だからこそ、事実を聞かないと分からない。本人だけではいけない。意見書としての事実及び蒔原議員の事実もあり、それが三者三様で違ったら、やっぱりそこはどういう形が身体接触なのかを突き詰めないと。例えば、満員電車で肩が当たっただけでそれも身体接触となる。ちゃんと事実を確認しないといけないと思う。まず事実を解明しないことには、この議論自体が、政倫審自体が、市民の皆様に対して、ちゃんと説明責任ができないと思う。

○長浜委員長

それを確認するのが、前回の委員会での小倉議員への直接の意見聴取だったと認識している。

○鶴見委員

身体接触が、焦点になっているが、私が前回質問した中で、掴み合いになったということは確かかと発言したと思う。そこまでやってない、多少は触れたかもしれないということは認めている。だが、身体接触、掴み合いになった、それが事実ではなくて、公的な立場の議員が、そういう場所で人が止めるようなことを起こしたこと自体が問題である。その中で、接触したか、していないかというのは、その中の詳細であって、事実を起こしたこと自体が問題になると思う。

○慶野委員

身体接触について、各委員の認識を述べているが、全員の認識が違。掴みかかった、よろけたなど。小倉議員から接触したということは多分ないと思うが、そこは各委員の認識が違う。認識が違った上で、この判断をするのはおかしい。やはり事実確認書を提出した人にこの場に来ていただいて、呼ぶべきだと思う。それがないと、我々は違反したかどうか判断できない。

○長浜委員長

政治倫理条例の議員の責務、第２条第２号について、議員は第４条各号に掲げる政治倫理基準のいずれかに違反する疑惑をもたれた時は、その事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならないとある。今回の審査請求書で、疑念を持たれた方は審査対象議員、小倉議員である。小倉議員が、審査請求書の内容であるとか、事実確認書が本当かどうかという話を、前回の特別委員会で主張をしていたと認識している。それ以上でも以下でもない。また、政治倫理条例の中において、例えば審査請求書の提出者や事実確認書の提出者から聴取する項目がない。そのため、どこかに明記してる可能性があるかもしれないが、

あくまでも、この条例の中で委員会を運営しているので、例えばそのことに正当性があったとしても、条例のもとではどうにもならないと考えられなくはない。そこも含めて、以降の意見交換をしていただきたい。

○早川委員

皆様、文字起こしをしたか。私は全部文字起こしをして確認しているが、先ほど鶴見委員がおっしゃったとき、台風１９号の被害の後、そういう状況の中で、お互いに言い合いながらやりとりして、回避できたということを言った後に、掴みかかったのかという質問をして、そうではありませんでしたと本人が弁明している。本来はそれを採用するのが当たり前だと思う。本人が認めているところについて採用しないほうが逆におかしい。かつ、私から、掴みかからなかったが実際どうなのかと聞いたときに、接触はありましたと本人も認めている。その中で議論をしようという話になっているのに、なぜそこまで正確性を求めるのか分からない。判明していないのか。掴み合いは結局していなかった。意見書の中では掴みかかったとなっているが、実際は簡単な接触がある程度あった。本人が、もし暴力を振るった、振るわれたという話だったら話すだろうが、それがなかったということは、身体接触は本当にそういうやりとりのものだったという判断で進めていくべきだと思う。そうでなければ、小倉議員の弁明が嘘になってしまう。

○横塚委員

３年前の話である。小倉議員の意見も本当にそうだったのか自問自答していると思う。早川議員は３年前のことを覚えているか。ある程度の流れとかは覚えているが、複数人で止めたというのも、蒔原議員は実際に見ているのか。他の席に移動していたり、団員の話からだと泥酔していたようであるから、泥酔していたら昨日のことだって覚えていないのに、３年前のことを事細かに覚えてるのか。小倉議員も疑いをかけられているから一生懸命答えようと思っているが実際そんなに覚えているのか。

○早川委員

３年も前の話だから覚えていないというのであれば弁明のときに覚えていないというのが普通だと思う。彼は彼なりにその当時のときを思い出して話していた。非常に緊張していたと、かつお話を聞かなくちゃいけないので名前もメモしてましたと。そのくらいの記憶力がある。その上で、本人も概ね事実と認めていることは重視するべき話であり、３年前だから誰も覚えてないって言ったら、呼ぶ意味がなくなってしまう。現在の情報で判断するとしてもよろしいのかなと思う。

○横塚委員

政治倫理条例が立ち上がった後の話である。なぜそこで、当時の議員は審査請求をしなかったのか。当時議員でなかった私としては不思議である。さらに、当時の議長である川嶋議員と消防長で話し合いも持たれた。そこまでになっているのであれば、その場で政倫審をやればよかったのではないか。

○澤田委員

私もなぜ今かということで申し述べたい。条例にも施行規程にも、対象となる行為の時期を制限する規定はない。従って３年前の出来事を審査の対象すること自体は形式的には問題ない。問題は、できるかどうかではなくなぜ今なのかということである。本条例の施行は令和５年４月１日、本件はその約６ヶ月後、同年１０月２９日の出来事である。つまり、当時から条例を適用することは可能であった。それにも関わらず、当時どの議員からも審査請求はされなかった。その理由ははっきりしている。関係者の謝罪と消防団行事等への出席自粛が行われ、当時の正副議長他関係者の尽力によって本件は終結したと事務局からのメールによって、議会がこれを認識したからだと私は思う。これは私個人の感想ではなく、当時議会として共有された案件であると思う。そうであれば、本件を今改めて審査の対象とすることは、その認識を覆すに足りる新たな事実が示されなければならないと思っている。しかし、審査請求書にも添付の事実確認書にも３年前の時点で既に知られていた事実以外のものは、実際はそれ以上のものは載っていない。そしてもし、本件が当時から看過し得ない事案であったというのであれば、３年間これを不問にしてきた議会自身の不作為である。その現職の３年半、これを放っておいたわけであるから、これは前議長他、皆様の努力によってこれは解決したというのが我々の認識だと思う。それをなぜ今かというのが率直な気持ちである。

○早川委員

代表者会議の伝達ができていないことがよく分かった。３年前に解決したのは、本件のトラブル先との間で、私はずっと問題視していた。条例を見れば分かるが、３分の１の署名が集まらないと出せない。理由はそこである。終結したかしていないかの判断は、個々の方がなされていたが、私は問題であったと思う。今回、署名の人数が集まって、その理由を説明した。代表者会議でもきちんと説明した。その上で、代表者会議のときにもそういう意見は出なかった。先ほども言ったが、出す前に色々できたというのであれば、やっていただきたい。しかし、それをやらなかったのは誰の怠慢なのか。議員間がどうこうという話ではなく、もう一度話を戻していただきたい。今出ているものに対してどういう判断を下すのかというところが大切である。存否を確認するのに、なぜ３年前かというのもすでに説明している。分からないのであればまた説明するが、前回説明したとおりである。

○横塚委員

３年前は人数が集まらなかったと言っていた。今回、署名した方を見ると、１期目の議員、

３年前にいなかった方々を含めて１０名である。これを含めなかったら７名である。議員が変わったから、やるという話もいかがなものか。

○早川委員

議員の品位が損なわれたかどうかというのは、議員になっている人たちが判断する話である。時効がない。１期目の議員だから参加できないという話になると、最初の１期目の議員の時に、予算編成を参加してないから、決算が審査できないということにはならな

い。それと同義だと考えていただきたいと思う。謝罪をしたことを評価してない人は誰もいない。当時、そこに力点を置いたということも理解している。最初の政倫審だから、立ち上げる所まで考えが至らなかったということもあるかもしれない。その上で、謝罪とかそういうのは意味がないのではなくて、謝罪というところは評価するが、存否が終わった後に考慮される案件というふうに理解している。

○長浜委員長

今までの意見交換で様々議論いただいた、前提の話で４点あった。横塚委員から身体的接触についての認識という話もいただいて、重い軽い、その内容というのはあると思うが、大体は先ほどの４点は共通認識が図られていると認識している。その認識の中で多少のずれはあるかもしれないが、大体は揃ってきたと思う。各委員から話があった、事実確認書の記名人である蒲原議員を呼ぶ呼ばないという話を含めて、存否について意見交換をしていただきたい。

○横塚委員

ここに書かれている７名の議員は３年前も議員だった。３年前になぜしなかったのか、今の委員に聞きたい。なぜ３年間放置したのか聞きたい。もし私が当時いたら、すぐしたと思う。人数が集まらなくても、今までの議員が７名いて署名したわけだし、あと１名くらいどうにかなったのではないか。なぜ３年前に政倫審を立ち上げなかったか聞きたい。

○長浜委員長

政倫審は、事実の確認と、その後を決める委員会であるので、目的と役割から逸脱しないのであれば、各委員から意見を賜りたいが、本特別委員会の役割、目的から逸脱しないと横塚委員は判断しているか。

○横塚委員

初めての政倫審であるし、３年前だったらどうだったのかとも思う。私以外の委員は、当時全員議員だったのだから、そこはちゃんと聞きたい。署名されている方もいるので、なぜ３年間放置して今になったのかもあるし、当時の議長である川嶋議員もいる。今後また政倫審があったときに大事なことだと思うので、お聞きできればと思う。

○鶴見委員

私は当時も代表者会議に出席していたが、今回の問題については、議員の間からも、このままでいいのかという意見も多少あったと思う。横塚委員から初めてだという話もあるが、できたばかりということで、私自身、これを問題として提起すること自体が、認識が甘かったと思う。ただ、今回の政倫審に当たった結果というのは、当時の議員間で、事務局から報告があったが、本人からの発言はほとんどなく、いつそれが出るのかという疑問がずっとあったのは事実である。そのようなこともあり、なぜ今回になったのかということだが、提案があったことに同意した。

○小森副委員長

鶴見議員から説明があったが、当時、１期生の議員であり、メールで報告があって、見

させていただいて、率直に、これはすごく重大なことだと感じた。その後、何かしら本人からの話があるのかと思っていたが、ずっと無かった。今回この政倫審に上げていただいていることについては、本当にこれでいいのかというところはずっと感じていた。政倫審がまだできたばかりだったということもあり、時が流れて成熟し、議員としてより良くどうあるべきかを皆が考えていく中で、政倫審をより良くするために、期限がないといった点も改善していくということで今回上がってきた。私としても、その時のことを思い出すと、この形での報告で本当に良かったのかというのはずっと思っていたので、今回は署名させていただいた。

○川嶋委員

小倉議員は議長代理で参加。公式行事であり、いわば議会を代表としての参加となる。身分は市議であり、議員個人がもとより議会代表としての席上での口論、暴力等に関する行為は言語道断である。消防団は市の消防、防火活動に尽力されており、市民の安全、安心になくてはならない組織である。その活動には頭の下がる思いである。当時の会派代表から議長である私が事情説明を受け、代表参加させたものとして、何よりも議会組織として鎮静化を図らなければならないと判断し、代表者会議で確認した上で議長として対応した。鶴見委員が話したが、何とか救ってあげようということが全体の雰囲気であり、議長は議会をまとめる役割なので、個人の感情は抜いて、あくまで議会組織として小倉議員のことに当たった。ただ、鎮静化したとしても、小倉議員個人がした行為は事実として消えるものではない。市議会として倫理を徹底するという今回の政倫審は、今後大きなインパクトになると思う。それがこの政倫審で問われるのではないかと思う。

○長浜委員長

当時は令和５年４月１日施行のその半年後で、認識が甘く、政倫審立ち上げに至らなかったと、今振り返ると認識している。今の立場に立てば必ずその場で立ち上げるべきだったという反省のもと、署名を書いた。

○長浜委員長

事実確認書の記名の議員を呼ぶか呼ばないかというところについて。佐野市議会政治倫理条例を見ると、第１１条に委員会の審査という項目がある。第１項「委員会は当該政治倫理基準の違反の存否その他必要な措置について審査する」、第２項「審査を請求された議員は委員会の求めがあるときは委員会に出席し、または審査に必要な資料を提出しなければならない」、第３項「委員会は審査を請求された議員に弁明の機会を与えなければならない」、第４項「委員会は必要があるときは、関係人（審査を請求された議員を除く）に対し審査に必要な資料の提出を求めることができる」とある。政治倫理条例だけを運用して解釈すると、審査請求書の事実確認書に記載の人物は、当該の審査対象議員以外は呼べないという運用になる。しかし、佐野市議会委員会条例第２９条に「委員会が参考人の出席を求めるには議長を経なければならない、議長は参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない」とある。政治倫理条

例だけを運用すると呼べないが、佐野市議会委員会条例をもとにすると、本日呼ぶことはは厳しいが、呼ぶこともできなくはない。ただ、政治倫理審査特別委員会としては、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる内容の審査を行っているので、この点についての確認ということであれば良いと判断できる。基本的には前回までの小倉健一議員の弁明や説明をもとに判断するのが、政治倫理条例が期待しているところなのかと認識できなくはない。それを踏まえて、呼ぶか呼ばないかに関して意見がある方は再度発言をいただきたい。

○早川委員

小倉議員の弁明の中で明らかにされた中で判断するのがよいと思う。事実確認書の内容は概ね認めているので、そこが整理されたら存否の確認をしていただきたい。

○鶴見委員

同意見である。今回の問題の経過についてではなく、起こった事実に対して倫理上どうかということが倫理条例委員会なので、小倉議員の発言の中で、先ほどから示された４つの問題については、認識されてるっていうことだし、このまま審議を進めていった方がいいと思う。

○慶野委員

参考人として出席していただきたいと思う。審査請求書に添付された事実確認書を作成してるので、身体接触については、小倉議員も認めてはいるが、具体的に、何が誰とか、実際に蘰原議員が本当にそこの現場にいて目撃したのか、その辺をしっかり確認した上で、この政治倫理に違反するかどうかを判断したいと思っている。私は参考人として、呼んでほしいということを、強く求めたいと思う。

○横塚委員

本審査会の最大の問題核心は、公平、公正に審査するという、委員長他の人間とは違い、事実調査確認を小倉議員のみとし、他の意見を排除していると思う。すなわち、追求議員方の、論理立ては、成り立ってないと思われる。やはり、蘰原議員に来ていただき、ちゃんと事実確認を行ってからでないといけないのではないかと思う。

○澤田委員

当委員会の設置に対して大きな問題があると思う。消防団長の意見書には、蘰原議員との間で本件の設置の経緯があり、これを無視してはいけないと思う。それを確認しないと。新聞紙上でも、この経緯はちゃんと載っているので、これを本人の口から、もう１回確認して、どうしてこの委員会の設置がされたかというのは、蘰原委員の口から聞かないといけないかなと思う。条例第２条第２項に、説明責任が載ってるが、これ対象議員でなく、全ての議員にひとしく及ぶと思っているので、蘰原議員に、この報道の真否について、明確な説明を求めるしか考えていない。この件が、解消されない限り、本委員会の公正な審査を行う前提を欠いてしまうのではないかという事で、蘰原議員にはこの件に関して説明責任は非常にあると思っている。

○長浜委員長

他に意見交換はないか。本特別委員会は、佐野市議会議員政治倫理条例によって行っている。当該審査対象議員以外の人物を呼ぶという項目はない。ただ、皆様のご意見を尊重させて頂き、委員長として、多数決で決めるということを判断したいと思う。それでは、多数決を行う。佐野市議会議員政治倫理審査請求書に添付の事実確認書の記載人である、蒔原議員を、当特別委員会にお呼びして、意見聴取を行うことに賛成の議員は、起立を求める。

（起立少数）

起立少数と認め、蒔原議員を当特別委員会にお呼びして、聴取をしないことに決定した。

○横塚委員

本委員会は、今回の事実確認書を作成した蒔原議員本人から作成の経緯や認識を直接確認する必要はないと判断した。一方でその事実確認書を審査の資料として扱う。このような理解でよろしいか。

○早川委員

前回の委員会の中で小倉議員が認めているというふうにされているので、それを資料として扱うということは問題ないとする。

○鶴見委員

事実確認書に書いてあるように、事実かどうか確認ができないからという話もあるが、その問題に対して事実かどうかを判断するのがこの審査委員会である。小倉議員が概ね認めたということも含めれば、事実確認書を信用してそれをもって提案したということは事実であるので、私はそれでいいと思う。

２　政治倫理基準の違反の存否等について

○鶴見委員

前回の小倉議員の説明の中で、長時間にわたっていろいろな形で説明したが、委員からの質問に対して、まともに答えていない部分が多く、一般論を論じただけで長々と説明した。質問があれば、ストレートにこれに対してはこうだと答えるのが本来であるが、それができなかった。最終的にはこの問題についてまともに答えていないという話をした。本来は小倉議員が今回の問題についてどう考えるのかが問題である。その中でまた長々と、議員の資質や倫理は非常に難しい、倫理条例を作るときに川嶋議員も鶴見議員もいたという経過だけを話していた。では議員の資質や倫理についてどうなのかと問われたときに答えられない。他の皆様に任せますということは、なぜ議員がここに呼ばれているのか、その議員としての倫理観が少し欠けているのか、認識がないと感じた。そういう部分から含めていくと、正副議長代理議員としての立場で行き、まして酒の席でなどとんでもない行為だと思うので、これはしっかり議員の倫理に反する、この条例に違反するということを、私は認定すべきだと思う。

○横塚委員

このような審査方法には慎重であるべきだと思う。少なくとも重要な証拠資料に関しては、その作成者の認識を確認した上で評価することが、より公正な審査につながると考える。最後に委員の皆様に確認したい。本委員会が最終的に小倉議員に関して政治倫理条例違反と判断するのであれば、まず、どの発言を問題と認定したか、その発言が実際にあったと認定した根拠は何か、第４条第６号のどの要件に該当すると判断したのか、第４条第７号のどの要件に該当すると判断したのか、それぞれを裏付ける証拠は何かを明確にしていただきたい。単に不適切だった、品位を損なったと思うという評価だけでなく、事実と条例の関係を具体的に示していただきたい。

○慶野委員

今回の審査で、小倉議員と消防団関係者との間で、消防団活動等についてのやりとりから口論となり、その際に身体的な接触があったことについて、様々な説明を確認してきた。その中で私が重要だと考えるのは、単に口論があった、身体的接触があったという結果だけを見るのではなく、そこにいたった経緯と、実際に誰がどのような行為をしたかという事実関係である。今回の審査で確認された内容は、小倉議員と分団長との間で口論となり、その後、分団長が小倉議員に掴みかかったような状態になったとの説明があり、周囲にいた消防団関係者が二人を引き離したということも確認されている。また、身体的接触についても双方の説明に違いがあり、明確に小倉議員が相手側に対して身体的な行為をしたと断定できるだけの事実が確認されたわけではないと受け止めている。政治倫理審査においては、事実を慎重に確認した上で、政治倫理に違反したと認定できるかを判断する必要がある。口論があった、身体的接触があったというだけをもって、直ちに議員として品位を損なう行為であったと断定することは慎重であるべきと考える。したがって、私は小倉議員に対して、政治倫理上の処分や勧告を行う必要はないと考えている。もちろん、議員である以上、どのような場においても市民から信頼される行為を心がけることは大切であり、小倉議員においても今回のことを今後の議員活動に生かし、より一層慎重な行動を心がけていただきたい。今回の審査は誰かを責めるためのものではなく、確認された事実を政治倫理基準に照らして判断するためのものである。私は委員の一人として、感情や人間関係ではなく、確認された事実に基づいて判断した結果、今回は政治倫理条例違反は認められないと考える。

○澤田委員

私は本件について、当時の会派代表から、小倉議員が消防団との懇親会で不適切な言動に及んだとの報告を受けた。その後、事務局からのメールのとおり、関係者への謝罪と消防団行事等への出席自粛が行われ、当時の正副議長他、関係者の尽力により、本件は終結したものと議会としては共有されたと思っている。ではなぜ今なのか。これが率直な疑問である。条例第１条は、この条例の目的を、議員が市民の信託に応えるとともに、公正で開かれた市政に寄与することと定めている。しかし、９月９日付の朝日新聞によると、消

防団長の意見書に、団長が蘰原議員に対し、懲罰特別委員会における小倉議員への報復かと尋ねたところ、そういう感じですと返答があった旨が記載されていると報じている。仮に報道のとおりであれば、本件は条例第１条の目的を離れた制度の利用ということになる。また、条例第２条第２項の説明責任は、対象議員だけではなく全ての議員に及ぶ。蘰原議員には、この報道の真否について明確な説明を求める。この点が解消されない限り、本委員会は公正な審査を行う前提を欠く。条例第５条は、審査請求に当たり、政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書面等の添付を義務付けている。しかし、請求書の政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる内容には、その言動の具体的内容及び経過は明らかにされてないとされている。請求者自身が事実に明らかでないことを認めている。添付の事実確認書も、口論と身体的接触があり、複数人の制止を要したという概形を述べるに留まり、発端、双方の関与の程度など事実を確認するものとは言えない。条例第１１条第１号により、本委員会が審査するのは違反の存否である。不明な部分を推測で埋めて、推定により違反の創出を行うことは条例の意図するところではない。以上より、現在提出されている資料では、条例第４条第６号及び第７号の違反を認定することができず、今後の審査によってその不足が埋まる見通しもない。したがって、小倉議員に対して政治倫理上の処分を行うべきではないと考えている。

○早川委員

小倉議員の今回の、何を言ったところがどこに当たるかではなく、行為について、佐野市議会議員政治倫理条例第４条第６号への違反を認めるべきだと思う。最初、第７号は付け加えなくてもいいと思っていたが、鶴見委員の意見により、倫理の部分についても違反を認めたい。理由を述べる。今回の判断に当たっては、小倉議員自身が認めた言動と当時の立場を重く受け止める必要がある。まず議長代理として出席したというところが皆様薄くなっているが、議長の代理として出席したということが１番である。酒席を伴う場所で感情的になって声を荒げ、口論になったということは本人の口から説明されている。身体的接触については、暴行があったというところまでは認められないと判断できた。ただし問題は、そこまででなければ隣の人が止めれば済む話だったのに、複数人が入って制止をするという状態になったところである。これは小倉議員自身も弁明の場で述べている。さらに、自分の対応一つで事態の過熱を回避できたと述べていることは事実である。これらの事情を総合すれば、当然、議員の品位を損なうような行為に該当すると思う。事象的な問題で言えば、複数の人が入って止められたということが、皆さん議員になって経験があるか。私は聞いたことがない。そういうところを鑑みると、品位を損なっているし、鶴見委員がおっしゃった倫理の部分にも問題があると思う。小倉議員の立場を擁護すると、災害対応で地域の声を聞いて自分の考えを伝えようとしたという説明は理解できる。ただし、それで複数人が制止に入るような口論を起こすというのはやはり問題であるし、議会の代表として出席した立場であるので、本来であれば別のときにその話をするべきだったと思う。重要なのは、当時の行為が政治倫理基準に違反していなかったかという判断

は今するべきであって、謝罪と和解は当時の議会や消防団の方々が一生懸命努力して、その程度で済んだと理解している。ただ、この問題は別に考えるのが政治倫理条例の中の判断だと申し述べておきたい。小倉議員が、政治倫理条例によって議員の積極的な活動を妨げてはならないという話もあったが、これに異論はなく、議員が地域の課題について卒直に意見を述べること自体は当然尊重される。同時に、意見が対立する場面であっても、公的な立場にふさわしい対応が求められる。論点はここである。今回問われているのは、これが品位を損なうか損なわないかであり、そう考えれば品位を損なう話であるし、鶴見委員がおっしゃった弁明の場においても、なかなか質問に答えてもらえなかったというのはそのとおりだと思う。３年前の出来事だということについても、横塚議員がおっしゃった時間の経過による記憶の限界は考慮するべきだと思うので、触る程度だったっていうところも、その程度であると私は認識している。しかし、経過した年数で今回の行為の倫理上の評価などがすべてなくなるわけではないというのはご理解いただきたい。委員の中で、共通の認識をある程度できた上で判断するときに、人間関係の部分がはらんでいるという意見もあったが、私は最初から政治倫理の請求を出すときから、これはあくまでも政治倫理条例に照らし合わせて、さらに今回の委員会でも明らかになったが、この条例にすでに不備がある、ここを正すには今まであったところを洗いざらい直した上で改正をしたいという思いで今回やっていることを申し添えて、意見とする。

○鶴見委員

先ほど私は存否について発言したが、皆様の意見を聞くと、今回の問題は、どういう経過でどういう状態であったかではなく、小倉議員が起こしたことが、他の各所にお詫びをしたような状況を起こしたことが問題だということである。それについてどうなのかということで、この条例を見ると、議員の品位や倫理については、何が品位なのか、何が倫理かという問題も問われると思う。第２条を見ると、「議員は市民から信託を受けたものとして、その責務及び役割を深く自覚し、並びに品位及び高潔性を保ち、倫理の向上に努めなければならない」とある。これは市民から見た場合に、我々が言う議員の品位や倫理の前に、社会的通念から見てどうなのか、市民がこの問題を見たらどうなのかということで私は判断した。

○長浜委員長

他に意見交換はないか。それでは意見交換、質疑をこの程度にとどめて採決に入りたい。佐野市議会議員政治倫理議員審査請求書に記載の審査対象議員、小倉健一議員の言動、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる内容などを踏まえて、政治倫理基準に違反しているか、していないかについて採決を行う。小倉議員に対し政治倫理基準に違反していると判断をする委員の起立を求める。

（起立多数）

起立多数と認め、政治倫理基準に違反していると判断することに決定した。次にお諮りする。政治倫理基準に違反していると決定したので、小倉議員に対する必要な措置につい

て審議をお願いする。意見のある方は発言をお願いする。

○鶴見委員

政治倫理審査条例については、違反した場合にどういう罰則があるかは、規定がない。ただ全国的な条例を見ると、例えば注意や勧告、最終的には議員辞職などがあるが、私はこれを政治倫理条例違反ということは認定したが、本人の口からしっかりと議場で謝罪をするべきだと思う。

○早川委員

私も、謝罪というのは、政治倫理条例の違反に対して、品位と倫理の部分が討議されたので、その点について本会議場で反省謝罪を述べていただきたいというのが一つ。もう一点、本人に再発防止のところを聞いたが、そういう話題からは避けるという自主的な判断は必要なことだと思うが、白熱する議論は議員としてどうしてもあるものであるから、アンガーマネジメント、自己管理も含めて、懲罰特別委員会のときと同じように、再発防止は議会全体で取り組む話だと思っているので、再発防止までが必要な措置だと考える。

○澤田委員

私は、消防団関係者との和解もしてあり、本人もこれを認めているので、委員会として注意にとどめておくべきだと思う。謝罪までは必要ない。反省していないわけでもないので、注意にとどめておくべきだと思う。

○横塚委員

謝罪は消防団、消防団長、及び元分団長に対して済んでるわけであり、当時の議員に対しても、もうすでに謝罪は済んでる。そのため、謝罪まではいかがなものかと思う。

○川嶋委員

どう捉えるか、済んでいるか済んでいないかは個人で違うと思うが、代表者会議の席上で、当時の代表と本人が来て、大変申し訳ございませんでしたということだけである。議員に対して、議場で説明をした、陳謝をしたという事実はない。

○早川委員

もう一回、趣旨を説明する。和解と謝罪というのは委員の皆さん認識しているところである。今回話をしているのは存否の話であって、違反をしたという部分に対して、澤田委員については注意という考えだと分かった。ただ、横塚委員は別物である。謝罪をしたので注意ではなく、違反の存否で違反があったことに対して注意をするかどうかという判断で考えていただきたい。

○横塚委員

これまでの経緯を、この政治倫理をした経緯も含めて、私も注意で良いと思う。

○慶野委員

３年前に起こしたことで、本人も大変反省しており、本人から話を聞いたので、私としても議場で謝るのではなく、委員として注意という形で、澤田委員と同じような対応でいいと思う。

○長浜委員長

ただ今、本会議場にて謝罪発言を求めるという意見と、委員会として注意を行う意見の２つ出ているが、これ以外にあるか。それでは、２つに分かれているので、両方起立で確認をしたい。先ほど澤田委員を中心に発言のあった、本特別委員会として小倉議員に注意を行うことに同意の方は起立を願う。

（起立少数）

それでは、鶴見委員を中心に発言のあった、本会議場にて謝罪発言を求めるということに同意の方は起立を願う。

（起立多数）

それでは、本特別委員会として、政治倫理基準に違反しているということに対して、本会議場にて小倉議員に対して謝罪発言を求めるということで決定した。次にお諮りする。本会議最終日に本特別委員会の報告をするが、本特別委員会の委員長報告、審査結果の作成については、正副委員長にご一任願いたいがいかがか。

（異議なし）

異議なしと認める。よってそのようにする。以上をもって閉会する。